

# 仕 様 書

## 1 概 要

### (1) 業務名

(長期継続契約) 佐久市役所本庁舎外 3 5 施設における電力供給契約 (令和 6 年度～令和 9 年度)

### (2) 業務箇所

佐久市役所本庁舎外 3 5 施設

【別添 1】施設別電力使用状況一覧のとおり

### (3) 業種および用途

官公所 (事務所)、小中学校、保育園など

## 2 仕様

### (1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 供給電圧 (標準電圧)	6,600 ボルト
ウ 計量電圧 (標準電圧)	6,600 ボルト
エ 標準周波数	60 ヘルツ
オ 供給方式	1 回線方式
カ 蓄熱式負荷設備の有無	無

### (2) 1 年間の契約電力および予定使用電力量

ア 契約電力 (予定量)	【別添 1】施設別電力使用状況一覧のとおり
イ 使用電力量 (予定量)	【別添 1】施設別電力使用状況一覧のとおり

### (3) 業務期間

自 令和 6 年 9 月 1 日 (日) 0 : 0 0 から  
至 令和 9 年 9 月 3 0 日 (木) 2 4 : 0 0 まで

### (4) 電力量等の計量

ア 自動検針装置	有 (一部無し)
イ 電力会社の検針方法	自動 (一部訪問検針)

### (5) 需給地点

各需要場所における当市の設置した第 1 号柱上の中部電力株式会社の架空引込線と当市の開閉器電源側との接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

3 料金等

(1) 請求方法

毎月10営業日までに前月の電気使用量等の内訳明細書並びに請求書を各施設へ送付すること。  
なお、料金の支払は施設毎とする。

(2) 電気需給契約締結後の料金算定は次のとおり。

- ア 料金の算定は、1ヶ月(毎月1日から当該月末までの期間をいう。)の使用電力量により行う。
- イ 電気料金は、基本料金、電力量料金、中部地区の一般電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法72条の77及び72条の83の規定に基づく消費税及び地方消費税の合計とする。

(3) 料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は、次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力量の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、小数点以下を切り捨てる。

4 その他

(1) 力率等

- ア 力率はその一月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。
- イ 瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。
- ウ 平均力率の算定方式は以下のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}$$

- エ 契約期間中の予定平均力率は100%とする。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に無い。

(3) 非常用自家発電設備を下記施設に設備している。構成等は次のとおり。

- ア 佐久市役所 100kVA・104kVA・4kVA 3台
- イ 望月支所 30kVA 1台

ウ 臼田支所 40kVA・175kVA 2台  
エ 浅間会館 275kVA 1台  
オ 城山保育園 太陽光発電設備 20kW リチウムイオン蓄電池 15kW  
カ もちづき保育園 太陽光発電設備 20kW リチウムイオン蓄電池 15kW

- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、中部地区の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。
- (5) 契約は別添2「電気需給契約書（案）」に基づき、双方協議の上、行うこととする。
- (6) 契約締結後、経済状況及び発電費用の変動により契約単価が不相当となった場合、また、当該地域を管轄する一般電気事業者の電気需給約款〔特定規模需要（高圧）〕の料金等の改正が行われた時は双方協議の上、契約単価を変更することができる。
- (7) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事等について調整が必要な場合には、一般電気事業者と調整することとする。
- (8) 当該入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入・歳出予算の当該金額の減額または削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除できるものとする。
- (9) 契約期間中における年間の実績使用量が使用電力量（予定量）に達しない場合でも料金の精算は行わない。
- (10) その他、疑義が生じた場合は協議を行うこと。

## 5 入札金額

- (1) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、【別添1】施設別電力使用状況一覧の契約電力（予定量）及び使用電力量（予定量）に基づき算出した対価の年間総額（1年間の電気料金額の総額）とすること。  
また、契約金額は入札金額に100分の110を乗じて得た額とする。
- (2) 入札書に記載する金額の算定にあたっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(3) 電気料金額（年額）の算出の基礎として、その算出根拠を明示可能とするため別添3「契約単価兼積算内訳書」を入札書に添付し提出すること。

(4) 電気料金額（年額）の算出過程において、一か月の電気料金に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。